○防災科学技術研究所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程

（平成18年3月31日　18規程第15号）

改正　平成19年6月15日　19規程第6号　平成20年12月26日　20規程第9号
平成22年3月12日　22規程第1号　平成23年3月31日　23規程第6号
平成23年7月28日　23規程第35号　平成23年11月24日　23規程第42号
平成28年2月25日　28規程第8号　平成30年3月27日　30規程第19号
平成31年3月25日　31規程第26号　令和元年9月26日　元規程第36号
令和2年9月10日　2規程第32号　令和4年3月10日　4規程第3号
令和4年9月15日　4規程第32号　令和5年1月19日　5規程第3号
令和5年2月22日　5規程第14号　令和5年9月14日　5規程第44号
令和6年4月1日　6規程第78号　令和7年3月19日　7規程第8号

第1章　総則

（目的）

第1条　この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員就業規則（18規則第2号。以下「有期雇用職員等就業規則」という。）第23条の規定に基づき、防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）に勤務する有期雇用職員等就業規則第1条に定める有期雇用職員及び無期労働契約転換職員（以下「有期雇用職員等」という。）の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項（以下「勤務時間、休日等」という。）について定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条　有期雇用職員等の勤務時間、休日等については、この規程その他の諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによるものとする。

（権限の委任）

第3条　有期雇用職員等の勤務時間の割り振り、勤務時間外勤務、休日勤務及び休暇に関する理事長の命令及び承認については、防災科学技術研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程第3条に準じた取扱いにより権限を委任する。

（出勤簿）

第4条　定時までに出勤した有期雇用職員等は、直ちに出勤簿に押印を行うものとする。ただし、やむを得ない場合には署名にかえることができる。この場合、後日すみやかに押印に訂正するものとする。

第2章　勤務時間

（所定勤務時間）

第5条　有期雇用職員等の所定勤務時間は、休憩時間を除き、次の各号によるものとする。

⑴　有期雇用職員等就業規則第5条第1項第1号に定める有期雇用職員　定年退職後のシニアエキスパートに関する取扱要領(以下「シニアエキスパート要領」という。)で規定するところにより、各個別に定める。

⑵　有期雇用職員等就業規則第5条第1項第2号及び第3項第1号に定める有期雇用職員等(以下「契約研究員等」という。)　1週間について38時間45分とし、1日につき7時間45分とする。ただし、理事長が業務上特に必要があると認める者については、次のとおりとする。

1日につき7時間45分以内、1週間について38時間45分未満とし、1日の所定勤務時間は各個別に定める。

⑶　有期雇用職員等就業規則第5条第1項第4号、第5号、第3項第3号及び第4号に定める有期雇用職員等(以下「契約専門員等」という。)　1週間について38時間45分とし、1日につき7時間45分とする。ただし、理事長が業務上特に必要があると認める者については、次のとおりとする。

1日につき7時間45分以内、1週間について38時間45分未満とし、1日の所定勤務時間は各個別に定める。

⑷　有期雇用職員等就業規則第5条第1項第6号及び第3項第5号に定める有期雇用職員等(以下「短時間アシスタントスタッフ」という。)　1日につき7時間45分以内、1週間について30時間以下とし、1日の所定勤務時間は各個別に定める。

⑸　有期雇用職員等就業規則第5条第1項第7号に定める有期雇用職員(以下「短期雇用職員」という。)　1日につき7時間45分以内、1週間について38時間45分以内とし、1日の所定勤務時間は各個別に定める。

⑹　有期雇用職員等就業規則第5条第1項第8号に定める有期雇用職員(以下「特定契約専門員」という。)　1週間について38時間45分とし、1日につき7時間45分とする。

⑺　有期雇用職員等就業規則第5条第1項第3号及び第3項第2号に定める有期雇用職員等(以下「契約技術員等」という。)　1週間について38時間45分とし、1日につき7時間45分とする。ただし、理事長が業務上特に必要があると認める者については、次のとおりとする。

1日につき7時間45分以内、1週間について38時間45分未満とし、1日の所定勤務時間は各個別に定める。

(始業及び終業時刻)

第6条　有期雇用職員等(次項に定める有期雇用職員等を除く。)の始業及び終業時刻は、第1号に定める時刻とする。ただし、業務の運営上所属長が必要と認める場合には、有期雇用職員等に、第2号から第5号のいずれかによる勤務を命ずることができる。

⑴　始業時刻　午前9時　終業時刻午後5時30分

⑵　始業時刻　午前8時　終業時刻　午後4時30分

(3)　始業時刻　午前8時30分　終業時刻　午後5時
(4)　始業時刻　午前9時30分　終業時刻午後6時
(5)　始業時刻　午前10時　終業時刻　午後6時30分

2　有期雇用職員等のうちシニアエキスパート要領に定める短時間勤務が適用される有期雇用職員(以下「短時間勤務職員」という。)、所定勤務時間が1日につき7時間45分以内、1週間について38時間45分未満とされている契約研究員等、契約技術員等及び契約専門員等(以下「短時間契約職員」という。)並びに短時間アシスタントスタッフ及び短期雇用職員については、前項に掲げる始業及び終業時刻の範囲内で各個別に定める。

3　前2項の規定にかかわらず、理事長は、業務上の都合により、始業及び終業時刻の変更を命ずることがある。

(休憩時間)

第7条　有期雇用職員等の休憩時間は45分とし、午後0時15分から午後1時00分までとする。

2　前項の規定にかかわらず、業務上の都合により、休憩の開始時刻の変更を命ずることがある。

3　前条第 3 項の規定により始業及び終業時刻を変更したときの休憩時間は、別に定める。

4　1日の勤務時間が8時間を超える場合は、所定勤務時間外の勤務の途中に15分間の休憩時間を設けるものとする。

5　有期雇用職員等は、休憩時間を自由に利用することができる。

(フレックスタイム制)

第8条　所定勤務時間が1週間について38時間45分、1日につき7時間45分とされている契約研究員等及び契約技術員等(以下「フルタイム契約研究員等」という。)で、業務遂行の方法をフルタイム契約研究員等の裁量に委ねることが効果的であり、且つ、フルタイム契約研究員等の業務の能率の向上に資すると理事長が認める場合については、第6条第1項に規定する始業及び終業時刻にかかわらず、始業及び終業の時刻をそのフルタイム契約研究員等の決定に委ねることとする。

2　前項については、フレックスタイム制に関する労使協定の定めるところによる。

(裁量労働制)

第8条の2　契約研究員等で、業務の性質上その遂行の方法を大幅に契約研究員等に委ねる必要があるものとして理事長が認める場合については、裁量労働制の実施に関する労使協定により定めた時間勤務したものとみなして取り扱う。

2　裁量労働制の実施については、裁量労働制の実施に関する労使協定の定めるところによる。

(通常の勤務場所外の勤務)

第9条　有期雇用職員等が、出張その他研究所外で勤務する場合であって、勤務時間を算定しがたいときは、所定勤務時間を勤務したものとみなす。

第3章　休日

（休日）

第10条　有期雇用職員等の休日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　土曜日

(3)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

(4)　12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）

2　職員の法定休日（労基法第35条第1項に規定する休日をいう。）は、前項第1号に掲げる休日とする。

3　短時間勤務職員、短時間契約職員、短時間アシスタントスタッフ及び短期雇用職員の休日については、前項各号に規定する休日のほか、各個別に定めることができる。

（休日の振替）

第11条　理事長は、前条に定める所定の休日に勤務を命じる場合は、当該休日（以下「勤務命令日」という。）をその属する1週間（1週間は、土曜日から金曜日までとする。以下同じ。）の期間内（勤務命令日を含む当該月の期間内に限る。）の所定の勤務日に、事前に振り替えることができる。

2　前項にかかわらず、特別な事情があると理事長が認めるときは、勤務命令日を含む当該月の前月初日から翌々月の末日までの期間内の勤務日に、事前に振り替えることができる。

3　前各項の規定は、休日に半日勤務を命じる場合に準用する。

（代休）

第12条　所定の休日に有期雇用職員等に勤務を命じた場合において、前条による事前の休日の振替が困難であり、かつ、当該有期雇用職員等が代休を希望したときは、当該有期雇用職員等は代休を取得することができる。ただし、代休の取得は、勤務した休日後、当該休日を含む当該月の期間内とする。なお、勤務した当該月の期間内に代休として与えることが困難な場合は、職員の希望または同意に基づき、勤務した翌月に代休を与えることができる。

2　前項による代休は、無給とする。

（1か月単位の変形労働時間制）

第13条　業務の都合上、特別の形態によって勤務する必要のある有期雇用職員等については1か月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に定めることがある。

2　前項の適用については、対象となる有期雇用職員等の範囲、勤務日及び当該勤務日の所定勤務時間等具体的運用の内容に関し勤務割表を作成し、当該変形期間が開始される前にあらかじめ有期雇用職員等に周知するものとする。

第4章　時間外勤務

(時間外及び休日勤務)

第14条　理事長は、業務上の都合により、第5条及び第10条の規定にかかわらず、所定勤務時間外又は休日に勤務を命ずることができる。

2　前項については、時間外勤務又は休日勤務に関する労使協定の定めるところによる。

(災害時等の特例)

第15条　有期雇用職員等就業規則第21条の規定による場合又はその恐れがある場合には、第6条及び第10条の規定にかかわらず、有期雇用職員等を日常業務以外の業務に従事させ、その必要の限度で勤務時間を延長し、又は休日勤務を命ずることがある。

2　労基法第33条第1項の規定に該当する場合において、行政官庁に所定の手続きをしたときは、当該規定の定めるところによる。

第5章　休暇

(年次休暇)

第16条　理事長は、有期雇用職員等に対し、次の各号に掲げる有期雇用職員等の区分に応じて当該各号に掲げる年次休暇を与えるものとする。

(1)　シニアエキスパート年次休暇は、一の年(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の表の左欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ同表に掲げる日数とする。

1週間の勤務日数	日数
5日	20日
4日	16日
3日	12日
2日	8日

(2)　フルタイム契約研究員等及び所定勤務時間が1週間について38時間45分、1日につき7時間45分とされている契約専門員等(以下「フルタイム契約専門員等」という。)年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(ア)　次号に掲げる以外のフルタイム契約研究員等及びフルタイム契約専門員等　20日

(イ)　当該年度の中途において新たにフルタイム契約研究員等及びフルタイム契約専門員等となり、又は雇用が満了することにより離職することとなるもの　その年度の在職期間等を考慮し20日を超えない範囲内で次表で定める日数

3月31日までの在職期間	日数

1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

(3)　短時間契約職員及び短時間アシスタントスタッフ　年次休暇は次の各号に掲げる当該各号の日数とする

(ア)　雇用の日から3月間継続勤務し、かつ全勤務日数の8割以上の出勤実績があった場合　10日

(イ)　雇用の日から3月間継続勤務した日以降最初の4月1日(以下「基準日」という。)まで継続勤務し、かつ、全勤務日数の8割以上の出勤実績があった場合　11日

(ウ)　前号に規定する最初の基準日から起算した年数を継続勤務し、かつ、それぞれの1年間の全勤務日数の8割以上の勤務実績があった場合　それぞれ次の1年間において、11日に、次の表の左欄に掲げる基準日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表に掲げる日数を加算した日数

基準日から起算した継続勤務年数	日数
1年	1日
2年	3日
3年	5日
4年	7日
5年以上	9日

(4)　短時間契約職員及び短時間アシスタントスタッフのうち1週間の勤務日数が4日以下のもので、所定勤務時間が1週30時間未満の者については、次の各号の規定に掲げる日数とする。

(ア)　雇用の日から3月間継続勤務し、かつ、全勤務日数の8割以上の出勤実績があった場合次の表の左欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ同表に掲げる日数

1週間の勤務日数	日数
4日	7日

3 日	5 日
2 日	3 日
1 日	1 日

（イ） 雇用の日から3月間継続した日以降最初の基準日まで継続し、かつ、全勤務日数の8割以上の勤務実績があった場合、前号の表の左欄に掲げる勤務日数の区分に応じ同表に掲げる日数に1日を加算した日数

（ウ） 雇用の日から1年以上継続勤務し、最初の基準日から起算した年数を継続勤務し、かつ、それぞれの1年間の全勤務日数の8割以上の勤務実績があった場合 それぞれ次の1年間において、次の表の1週間の勤務日数及び基準日から起算した継続勤務年数に応じた同表に掲げる日数

1週間勤務日数	最初の基準日から起算した継続勤務年数				
	1年	2年	3年	4年	5年以上
4 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

2 前項の継続勤務とは社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務をいい、前項に定める割合の算定にあたっては、次に掲げる日は勤務したものとして取り扱う。

⑴ 第5章に定める休暇を取得した日

⑵ 第6章の定めにより勤務しないことを承認された日

⑶ 防災科学技術研究所育児・介護休業等規程及び防災科学技術研究所有期雇用職員育児・介護休業等規程に定める休業をした日

⑷ 防災科学技術研究所育児・介護休業等規程及び防災科学技術研究所有期雇用職員育児・介護休業等規程に定める休暇を取得した日

3 第1項の年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち 5 日について、理事長は職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

4 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、一の年に付与された範囲内の残日数を当該年の翌年に繰り越すことができる。

5 年次休暇請求の単位は、1日、半日又は時間とする。

6 年度の中途において雇用契約を変更し短時間契約職員又は短時間アシスタントスタッフからフルタイム契約研究員等又はフルタイム契約専門員等となった者については、フルタイム契約研究員等またはフルタイム契約専門員等となった日以降最初に迎える4

月1日から、第1項第2号（ア）に定める日数を付与するものとする。ただし、雇用契約変更日の前日にあった年次休暇の残日数については引き継ぐことができる。

（無期労働契約転換職員の病気休暇）

第17条　無期労働契約転換職員の病気休暇は、無期労働契約転換職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（業務上及び通勤による負傷又は疾病のための療養の場合を除く。）における無給の休暇とする。

　なお、「疾病」には、予防注射又は予防接種による著しい発熱が、「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

2　無期労働契約転換職員の病気休暇の期間は、無期労働契約転換職員が療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間であり、防災科学技術研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程第17条第2項（第1号及び第2号を除く）及び第3項から第6項を適用する。ただし、同規程第17条第3項の1回の勤務に割り振られた勤務時間については、本規程第18条第1項第18号、第18条第2項第1号、第24条、第25条及び第26条第2項により勤務しない時間、防災科学技術研究所育児・介護休業等規程第33条第1項第2号及び第34条第1項第2号により勤務しない時間がある場合は、当該時間を除いた時間とする。

3　無期労働契約転換職員の病気休暇は第1項のとおり無給の休暇であるが、1の年において10日の範囲内の期間を有給とすることができる。ただし、防災科学技術研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程第17条第2項に定義する「特定病気休暇」の場合、その期間を超えて請求することはできない。

4　無期労働契約転換職員の病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

（有期雇用職員の病気休暇）

第17条の2　有期雇用職員の病気休暇は、有期雇用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（業務上及び通勤による負傷又は疾病のための療養の場合を除く。）における休暇とする。

　なお、「疾病」には、予防注射又は予防接種による著しい発熱が、「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等（防災科学技術研究所衛生管理規程第21条により業務軽減又は療養の措置を受けた場合を含む。）が含まれるものとする。

2　有期雇用職員の病気休暇は、1の年において10日の範囲内の期間を有給とする。

3　有期雇用職員の病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

（年次休暇及び病気休暇以外の休暇）

第18条　理事長は、有期雇用職員等が次の各号の一に該当して勤務を要する日(以下「勤務日」という。)又は所定勤務時間中に勤務できない場合には、有期雇用職員等に対して当該各号に定める基準に従い、その勤務しない日又は時間の有給の休暇を与えるものとする。

(1)　有期雇用職員等が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間

(2)　有期雇用職員等が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間

(3)　有期雇用職員等が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難であると認められる場合　必要と認められる期間

(4)　地震、水害、火災その他の災害時において、有期雇用職員等が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間

(5)　有期雇用職員等の親族(次表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、有期雇用職員等が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日(代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

⑹　有期雇用職員等が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１の年の７月から９月までの期間内において３日の範囲内の期間

⑺　生後１年に達しない子を育てる有期雇用職員等が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　１日に２回それぞれ３０分以内の期間（１日１回の場合は１時間以内の期間。勤務時間が１日４時間以内の者については１日に１回３０分以内の期間。）。ただし、男性有期雇用職員等にあっては、その子の当該有期雇用職員等以外の親が当該有期雇用職員等がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ３０分（１日１回の場合は１時間）から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間

⑻　有期雇用職員等が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき　入院する等の日から当該出産の日後２週間を経過する日まで間の２日の範囲内の期間

⑼　有期雇用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産に係る子の１歳に達する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校第６学年修了までの子（妻の子を含む。）を養育する有期雇用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内における５日の範囲内の期間

⑽　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である女性有期雇用職員等が申し出た場合出産の日までの申し出た期間

⑾　女性有期雇用職員等が出産した場合出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間（産後６週間を経過した女性有期雇用職員等が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く場合を除く。）

⑿　有期雇用職員等が骨髄移植のため骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間

⒀　有期雇用職員等が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。　結婚の日の５日前から当該結婚の日の後１月を経過するまでの間において、連続する５日の範囲内の期間

(14)　有期雇用職員等が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後 15 年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合　1 日の範囲内の期間

(15)　地震、水害、火災その他の災害により有期雇用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、有期雇用職員等が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日の範囲内の期間

(16)　有期雇用職員等が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年において 5 日の範囲内の期間

イ　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動

ハ　イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(17)　有期雇用職員等（次のイ又はロに該当する者は除く。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　1 の年において 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間

イ　雇用契約期間が 6 月未満かつ引き続き雇用された期間が 6 月に満たない者

ロ　1 週間の所定勤務日数が 2 日以下の者

(18)　女性有期雇用職員等が生理日おける就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる 2 日の範囲内の期間

2　理事長は、有期雇用職員等が次の各号の一に該当して勤務日又は所定勤務時間中に勤務できない場合には、有期雇用職員等に対して当該各号に定める基準に従い、その勤務しない日又は時間の無給の休暇を与えるものとする。

(1)　女性有期雇用職員等が生理日おける就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間のうち、2 日を超える期間

(2)　有期雇用職員等が業務上及び通勤による負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間

3　第 1 項第 8 号、第 9 号及び第 17 号の休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。

(休暇の請求等)

第 19 条　休暇の承認を受けようとする有期雇用職員等は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によ

りあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2　無期労働転換職員の特定病気休暇の請求は、防災科学技術研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程第19条第2項を適用するものとする。

3　有期雇用職員は、傷病により要勤務日において連続して4日以上、病気休暇の請求や欠勤の届をする場合は、理事長へ医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を提出するものとする。

4　第18条第1項第10号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に対し行わなければならない。

5　第18条第1項第11号に掲げる場合に該当することとなった女性有期雇用職員等は、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。

（休暇の承認）

第20条　理事長は、第16条に定める年次休暇を有期雇用職員等の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時期に年次休暇を与えることが業務の運営に支障がある場合においては、他の時期にこれを与えることができる。

2　理事長は、第18条に規定する休暇（第1項第10号及び同項第11号で定めるものを除く。）の請求について、第18条第1項及び第2項各号（第1項第10号及び第11号を除く。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

3　理事長は、第18条第1項第10号及び第11号に規定する休暇の請求について、当該各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。

（休暇の承認の決定等）

第21条　第19条第1項の請求があった場合においては、理事長は速やかに時期を変更するかどうかを決定し、当該請求を行った有期雇用職員等に対して当該決定を通知するものとする。

2　理事長は、年次休暇以外の休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第6章　職務専念義務免除期間

（総合的な健康診査（人間ドック））

第22条　防災科学技術研究所衛生管理規程（以下「衛生管理規程」という。）第19条の規定に基づく総合的な健康診査により勤務しないことを承認することができる時間は、1日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。ただし、理事長が特に認める場合においては、2日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。

（体育活動等）

第 23 条　理事長は、衛生管理規程第 20 条の規定に基づき、勤務時間内において体育活動、レクリエーション、その他活動を実施する場合には、有期雇用職員等が当該行事に参加するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

2　前項において、有期雇用職員等 1 人に対して承認できる時間数は、一の年を通して 15 時間 30 分以内とする。

（女性有期雇用職員等の健康診査等）

第 24 条　理事長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。）第 12 条の規定により、女性有期雇用職員等が健康診査及び保健指導を受けるため、当該有期雇用職員等が請求した場合において、次の各号に掲げる場合、1 日の所定勤務時間の範囲内で必要と認められる時間、勤務しないことを承認するものとする。

(1)　妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回

(2)　妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回

(3)　妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回

(4)　産後 1 年まではその間に医師等の指示による回数

(5)　医師等の特別の指示があった場合には、第 1 号から第 3 号までのいずれの期間についてもその指示された回数

（妊娠中の女性有期雇用職員等の通勤緩和）

第 25 条　理事長は、均等法第 13 条第 1 項の規定により、妊娠中の女性有期雇用職員等が前条に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、当該有期雇用職員等が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定勤務時間の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間、勤務しないことを承認するものとする。

（妊産婦である女性有期雇用職員等の業務軽減等）

第 26 条　理事長は、均等法第 13 条第 1 項の規定により、妊産婦である女性有期雇用職員等が第 24 条に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、当該有期雇用職員等が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易業務に就かせなければならない。

2　理事長は、妊娠中の女性有期雇用職員等が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休憩し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

（兼業の許可を受けた場合等）

第 27 条　有期雇用職員等は、有期雇用職員等就業規則第 18 条第 1 項ただし書きに規定する兼業の許可を受けたとき又は届け出た場合は、その許可等の範囲内で、その割り振られた所定の勤務時間の一部をさくことができる。

2　前項により有期雇用職員等が許可を受けて職務に従事しなかった期間は、別途理事長が定める場合を除き有期雇用職員等の各給与規程の定めにより、給与を減額する。

(研究集会への参加)

第28条　理事長は、フルタイム契約研究員等が科学技術に関する研究集会への参加を申し出たときは、その参加が研究所と研究所以外の者との間の交流の促進に特に資するものであり、かつ、当該フルタイム契約研究員等の職務に密接な関連があると認められる場合には、当該フルタイム契約研究員等の研究業務運営に支障がない限り、その参加を承認することができる。

第7章　欠勤等

(欠勤、遅刻、早退)

第29条　有期雇用職員等が欠勤、遅刻及び早退により、理事長の承認を得ず所定勤務時間を勤務しない場合は、その勤務をしない期間については給与を支給しない。また、有期雇用職員等就業規則第42条第1号又は第2号に該当する場合には、懲戒に処する。

(請求手続き等の様式)

第30条　有期雇用職員等がこの規程に基づく請求等の手続きを行う場合、防災科学技術研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程及び職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する細則に準じて取り扱う。

第7章の2　適用除外

(適用除外)

第30条の2　管理監督者については、第2章勤務時間、第3章休日等に定める規定は第10条の定めを除き適用しない。

2　管理監督者が第10条に規定する休日に出勤した場合は、別に定めるところによるものとする。

3　管理監督者とは、管理職手当支給細則第1条別表第1の職にある職員をいう。

附　則

(施行期日)

1　この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(非常勤職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程の廃止)

2　防災科学技術研究所非常勤職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程(13規程第24号)は、廃止する。

(年次休暇の残日数に関する経過措置)

3　平成18年3月30日に非常勤職員として研究所に勤務していた者であって平成18年4月1日に研究所の有期雇用職員として勤務する者については、平成18年3月30日に現に有する年次休暇の残日数(一の年に付与された範囲内に限る。)を第16条第3項に規定する残日数とみなす。

(年次休暇の残日数に関する特別な取り扱い)

4　研究所の定年退職者等で、定年等退職日の翌日に有期雇用職員就業規則第5条第1項第1号にめる有期雇用職員に採用された者であって定年等退職日に現に有する年次休暇の残日数が16日以上の者に限り、当該残日数から15日を除いた日数(当該残日数から15日を除いた日数が20日を超える場合は20日。)を第16条第3項に規定する残日数とみなす。

附　則(平成19年6月15日　19規程第6号)

この規程は、平成19年6月15日より施行する。

附　則(平成20年12月26日　20規程第9号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成21年5月21日から施行する。

附　則(平成22年3月12日　22規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月31日　23規程第6号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成23年7月28日　23規程第35号)

この規程は、平成23年7月28日から施行する。

附　則(平成23年11月24日　23規程第42号)

この規程は、平成23年11月24日から施行する。

附　則(平成28年2月25日　28規程第8号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成30年3月27日　30規程第19号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(平成31年3月25日　31規程第26号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和元年9月26日　元規程第36号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附　則(令和2年9月10日　2規程第32号)

この規程は、令和2年9月15日から施行し、令和2年9月1日から適用する。

附　則(令和4年3月10日　4規程第3号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附　則(令和4年9月15日　4規程第32号)

1　この規程は、令和4年10月1日から施行する。

2　第18条第1項第9号にかかる休暇の改正につき、令和3年10月1日以降に配偶者が出産し、本休暇の残日数がある場合は、令和4年10月1日以降に残日数を使用できるものとする。

附　則(令和5年1月19日　5規程第3号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和5年2月22日　5規程第14号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和5年9月14日　5規程第44号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附　則(令和6年4月1日　6規程第78号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附　則(令和7年3月19日　7規程第8号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。